

第 31 回 香芝市地域公共交通活性化協議会 会議録

日 時：平成 30 年 11 月 26 日（月）13 時 56 分～

場 所：香芝市役所 2 階 大会議室

出席者：黒松会長、中村副会長、平山委員、滝村委員、中川委員、北川委員、鎌田委員、奥田委員、本田委員（代理：小西様）、田中委員、西村委員（代理：吉田様）、島中委員（代理：今谷様）、永田委員（代理：吉田様）、霜永委員（代理：中森様）、山口委員、吾妻委員（代理：吉川様）、志茂委員、阪本委員、

1 開会

定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、ただ今より、第 31 回香芝市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。

本日は、皆様方には公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を努めさせていただきます、事務局の宮内でございます。

それでは開会に先立ちまして、黒松会長より、ごあいさつをお願いいたします。

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。本日、第 31 回の香芝市地域公共交通活性化協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には公私何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素から本市の公共交通施策に対しまして、温かいご理解とご協力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市の公共交通につきましては、おかげさまでコミュニティバスが運行されて既に 20 年がたち、デマンド交通も今年で試行期間を含めて 5 年となっており、文字どおり市民に親しまれる公共交通として定着しつつあります。昨年度の利用者数は、コミュニティバスで 6 万 5,400 人、デマンド交通で 4 万 2,808 人となっており、まさしく市民にとって欠かすことのできない交通手段の一端を担うまでになってきています。このようになってまいりましたのも、本日お集まりの各関係機関をはじめ、各公共交通関係者の皆様方の温かいご理解、ご支援のおかげであろうと存じます。

ご承知のように、本市の交通網には、近鉄大阪線、南大阪線、JR 和歌山線が縦横に走り、市内に合計 8 つの駅があり、また、路線バスや民間タクシーもあり、近年の少子高齢化が進む中であって、いわゆる買い物や交通に支障を来している方々に対して、官民一体となってその解消に取り組み、現在でも他の自治体からも注目される存在となっているようでございます。

しかし、このような中にありましても、これから取り組まなければならない課題は、次々と生じておりますことから、これからも本協議会の果たす役割には非常に大きなものがご

ございます。どうか委員の皆様方には、これからも本市の公共交通の充実と発展のために、引き続き変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長、ありがとうございました。

それでは、10月20日付の任期満了に伴い、当協議会委員の変更がありましたので、ご報告させていただきます。まず、このたび、平成30年10月20日付の任期満了で一部委員の変更を行いました。今回、解嘱した委員は、香芝市企画部長の堀本委員でございます。また、奈良交通株式会社乗合事業部部長の後藤委員から乗合事業部運行受託グループ長の志茂様に変更がございました。このことから、当協議会の全委員は18名となります。本来であればお一人お一人に対しまして委嘱状を交付すべきところでございますが、時間の都合上、委嘱状をお席にお配りしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、本日は近畿運輸局奈良運輸支局の本田様の代理で、運輸企画専門官の小西様、奈良県県土マネジメント部地域交通課長の西村様の代理で、地域交通課交通戦略係主査の吉田様、香芝警察署署長の島中様の代理で、交通課長の今谷様、高田土木事務所長の永田様の代理で、計画調整課長の吉田様、奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長、霜永様の代理で、幹事代理の中森様、一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事、吾妻様の代理で、副会長の吉川様にご出席いただいております。

委員18名のうち、18名の出席がございました。当協議会規約第9条におきまして、「会議は、委員の過半数の出席で成立すること」となっておりますことから、本会議が成立しておりますことをここにご報告申し上げます。

次に、本日の議題は、次第にもございますように、「(1) 香芝市地域公共交通網形成計画策定について」、「(2) 香芝市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)について」、「(3) 香芝市の公共交通に関する取組方針について」、以上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料のご確認をお願いします。お手元に、「資料1 香芝市地域公共交通網形成計画策定について」、「資料2 香芝市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)」、「資料3 香芝市の公共交通に関する取組方針」を事前に配付させていただいております。以上、万が一不備等がありましたら、お知らせください。皆様、そろっておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご審議をお願いしたいと思います。黒松議長、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、皆さま方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1) 香芝市地域公共交通網形成計画策定についてを議題といたします。事務局、説明よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 香芝市地域公共交通網形成計画策定について

○資料1「香芝市地域公共交通網形成計画策定について」

議題(1) 香芝市地域公共交通網形成計画策定について、説明させていただきます。お手元資料の1をごらんください。

まず初めに、脱字がございましたので、訂正をお願いいたします。1ページの上から2行目、下線を引いておるんですけども、地域公共網形成計画とあるんですが、地域公共交通が抜けておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

前回の協議会におきまして、「地域公共交通網形成計画とは」について、ご説明させていただいたところですが、この網計画策定におきましては、主体は市となりますが、策定のための協議については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第6条第1項で規定された法定協議会で行うこととなっておりますので、今回は、平成31年度での策定を行うことについて、ご承認をお願いしたいと考えております。

改めてのご説明にはなりますが、作成のメリットとしましては、香芝市ではこのような考え方で公共交通ネットワークを整備するといった基本理念のようなものとする事ができるようになります。続きまして、まちづくりとの連携をとることができ、効率化を図ることができます。3つ目は、民間の鉄道、バス、タクシーなどと役割分担の明確化と連携を図ることができるようになります。4つ目は、事務方が異動しても、政策の安定した継続性を保つことができるなどがございます。

2ページをごらんください。全国では、現在、427件の網計画が策定されており、奈良県では、宇陀市、五條市、広陵町の3自治体で策定済みという状況でございます。他市の網形成計画につきましては、各市ホームページで公開されておりますので、機会がございましたら、ご確認いただければ幸いです。

こちらの策定状況につきましては、別紙、大きくA3の用紙で参考資料2ということで、資料1の後につけておりますので、またごらんください。

次の3ページになりますけれども、策定のスケジュールを記載しております。

網形成計画策定の開始としましては、平成31年度からになります。策定するための準備としまして、現在は、要望や問題、課題の整理、体制づくりを行っているところです。協議会開催につきましても、平成31年度中には5回ほどの開催を予定しており、ご協議いただく予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

4ページと5ページは、前回にも資料としてつけさせていただきましたが、網形成計画策定の根拠となる地域公共交通活性化法の法改正と国が作成しました策定の手引の一部を抜粋した内容となっております。主な協議項目になりますが、基本方針や目標、重点施策、施策体系などについて、ご協議いただく予定をしております。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○会長 ありがとうございました。ただ今、議題（１）香芝市地域公共交通網形成計画の策定について、事務局より説明していただきましたが、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。ございませんか。
ご質問やご意見がないようでございますので、（１）香芝市地域公共交通網形成計画の策定については、承認することにさせていただきます。
続きまして、議題（２）香芝市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）についてを議題といたします。事務局より説明よろしく申し上げます。

（２）香芝市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）について

○資料２「香芝市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）」

議題（２）香芝市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）について、ご説明をさせていただきます。お手元資料の２をごらんください。

目次にもございますように、協議会の規約及び規程に関する改正は、次の６項目ございます。議第２－１号としまして、香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて、議第２－２号は、事務局規程の一部を改正することについて、議第２－３号は、財務規程の一部改正、議第２－４号は、幹事会規程の新たな制定、議第２－５号は、分科会規程の制定、議第２－６号は、報酬及び費用弁償規程の制定となります。

改正の概要としましては、本協議会規約第３条で掲げる協議事項の中には、改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定された計画が挙げられていますが、平成31年度に香芝市地域公共交通網形成計画、以下「網形成計画」といいますけれども、を策定することになりますと、規約と法律の具体的計画名称が合致しないこととなるため、現在の法律に規定されている計画名称と規約の計画名称を統一することとさせていただきます。

次に、改正の理由になりますけれども、平成26年4月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正され、平成24年5月に策定した香芝市生活交通ネットワーク計画、連携計画ともいっておりますけれども、は法定計画ではなくなっております、基準といえますか、後ろ盾のないようなものになっております。

今後、持続可能な地域公共交通としていくためには、まちづくりや福祉などの計画と連携を図り、地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせなどを検討し、改正後の再生法の趣旨に沿った内容を新たな計画に盛り込んでいく必要があるためでございます。

以上のことから、平成31年度の網形成計画策定のため、協議会規約と法律の具体的計画名称を合致させ、本協議会が協議対象とする計画を「連携計画」から「網形成計画」へ変更するためでございます。

また、改正の時期につきましては、来年、平成31年4月1日を予定しております。

○会長 ありがとうございます。それでは、議第2-1から6までを順番に審議させていただきます。まず、議第2-1号、香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて、事務局より説明をよろしく申し上げます。

議第2-1号の香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正する規約について、ご説明させていただきます。1ページをごらんください。また、2ページ、3ページは改め文、4ページから8ページは新旧対照表、9ページから12ページにつきましては改正案となっておりますので、あわせてごらんください。

主な改正点を述べさせていただきます。

まず、2ページの第1条及び第3条ですが、主に現行の「連携計画」から「網形成計画」に変更しております。

次に、第9条につきましては、現行は「会長が議長となる。」としておったところを「会長が指名する者が議長となる」に変更しております。

また、第5項に「協議会に諮って非公開とすることができる。」と追加しておりますが、これは、今後行われる入札などを想定して追加しております。

次に、第10条には、現行には明記されていませんでしたが、書面による決議について盛り込んでおります。

次に、第12条には幹事会の設置、また、第13条には分科会の設置に関して追加しておりますが、規程の内容については、後ほどご説明させていただきます。

次に、第17条には、報酬及び費用弁償について一部変更及び追加をしておりますが、こちらも後ほどご説明させていただきます。慎重なご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上で、主な規約改正の内容となります。事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。ただ今、議第2-1号の香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて、事務局より説明していただきましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。ご意見ございませんか。

ご意見、ご質問がないようでございますので、議第2-1号、香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約を承認することにご異議はございませんでしょうか。

○委員 異議なし。

○会長 よろしゅうございますか。異議なしと認めます。よって、議第2-1号については承認することにさせていただきます。

続きまして、議題第2-2号、香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正することについて、事務局より説明をよろしくお願いします。

議第2-2号の香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部改正する規程について、ご説明させていただきます。13ページをごらんください。

事務局規程につきましては、15ページの新旧対照表、第2条に幹事会と分科会の事務等は事務局で行うということがございます。その部分が追加だけになります。

以上で事務局規程改正の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○会長 ただ今、議第2-2号の香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正することについて、事務局より説明されましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ご意見、ご質問がないようでございますので、議第2-2号、香芝市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する規程を承認することにご異議ございませんか。

○委員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。よって、議第2-2号については承認することにさせていただきます。

続きまして、議第2-3号、香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正することについて、事務局より説明よろしくお願いします。

議第2-3号の香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正する規程について、ご説明させていただきます。19ページをごらんください。

なお、21ページをごらんいただければわかりやすいかと思えます。財務規程につきましては、内容が変更となるものではございません。本市の関係規程などに倣って文言を修正したのになります。

以上で、財務規程改正の説明とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○会長 ただ今、議第2-3号、香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正することについて、事務局に説明していただきました。何か質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

質問、ご意見がないようでございますので、議第2－3号、香芝市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を改正する規程を承認することにご異議ございませんか。

○委員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。よって、議第2－3号については承認することにさせていただきます。

続きまして、議第2－4号、香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を制定することについて、事務局より説明よろしく申し上げます。

議第2－4号の香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を制定することについて、ご説明させていただきます。25ページ、26ページをごらんください。

幹事会規程の内容につきましては、香芝市地域公共交通における問題や課題について、分科会規程には記載されていない事項について、会長が協議会委員の中から指名し、協議または調整を行うものであります。協議会よりも少人数の体制で協議することを想定しております。

なお、幹事会において協議を行った事項については、協議会へ報告することとしております。以上で幹事会規程の内容となります。よろしくお願いたします。

○会長 ただ今、議第2－4号、香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を制定することについて、事務局に説明していただきましたが、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ご質問、ご意見がないようでございますので、議第2－4号、香芝市地域公共交通活性化協議会幹事会規程を制定することについて、承認することにご異議ございませんでしょうか。

○委員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。よって、議第2－4号については承認することにさせていただきます。

続きまして、議第2－5号、香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を制定することについて、事務局より説明よろしく申し上げます。

議第2－5号の香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を制定することについて、ご説明させていただきます。27ページから29ページをごらんください。

分科会規程につきましても、会長が協議会委員の中から指名していただき、29 ページの別表の内容について、検討、協議を実施できるように定めております。

分科会としましては、生活交通確保・バリアフリー検討分科会、公共交通利用促進・地域活性化検討分科会、輸送サービス向上・安全円滑化分科会、福祉輸送サービス検討分科会の4つを想定しております。こちらも分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告することとしております。幹事会も分科会も必ず開催することではなく、必要に応じての開催になります。

以上で、分科会規程の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただ今、議第2-5号、香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を制定することについて、事務局に説明していただきましたが、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。
ご質問、ご意見がないようでございますので、議第2-5号、香芝市地域公共交通活性化協議会分科会規程を制定することについて、承認することに異議ございませんでしょうか。

○委員 異議なし。

○会長 異議がないと認めます。よって、議第2-5号については承認することにさせていただきます。
次に、議第2-6号、香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を制定することについて、事務局より説明よろしく申し上げます。

議第2-6号の香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を制定することについて、ご説明させていただきます。31 ページ、32 ページをごらんください。

網形成計画は、コミバスやデマンド交通の検討はもちろん、鉄道や路線バス及びタクシーなどを含めた地域の公共交通全体を把握した中で、利用促進、施策事業などを実施し、データ分析及び評価など専門的なことが多岐に及ぶことから、学識者の方に委員として参加をお願いしたいと考えております。

つきましては、他の協議会の報酬状況や市の財政的負担などを考慮しました結果、学識者に対しまして、報酬として日額 9,000 円、また、会議に来ていただいた際の交通費、費用弁償をお支払いするのが妥当ではないかと判断いたしました。

なお、報酬額及び費用弁償は、香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例を参考としております。以上で、報酬及び費用弁償に関する規程の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 　ただ今、議第2－6号、香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を制定することについて、事務局より説明していただきましたが、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。ご質問、ご意見がないようでございますので、議第2－6号、香芝市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を制定することについて、承認することに異議ございませんでしょうか。

○委員 　異議なし。

○会長 　異議なしと認めます。よって、議第2－6号については承認することといたします。
次に、議題（3）香芝市の公共交通に関する取組方針について、事務局より説明よろしくお願いいたします。

（3）香芝市の公共交通に関する取組方針について

○資料3「香芝市の公共交通に関する取組方針」

議題（3）の香芝市の公共交通に関する取組方針についてをご説明させていただきます。お手元資料の3をごらんください。

1 ページから 10 ページにかけて、1、香芝市の公共交通に関わる問題・課題を整理させていただいております。1 ページの（1）コミュニティバスの問題の「①増便の要望が出ているルートや、利用者数が少ないルートがある。」としましては、全体として多いのは、増便の要望が多くなっています。しかしながら、図でもわかりますように、ルート別で見ますと、利用者としては、田尻ルートが最も多く、木曜シャトルが最も少なくなっております。

続きまして2ページをお願いします。以前のアンケート調査の結果から、左の図はコミュニティバスの認知度の割合を出しております。約 84%と高くなっておりますが、知っている人のうちの利用者の割合は約 19%と低い状態となっております。利用しない理由で一番多かったのは、「他の移動手段がある」で、2 番目としましては「乗降したい場所に乗降できない」となっております。

次に、「②バス車両が老朽化している。」ですが、現在、バス車両は予備車を含め4台ございますが、最も古い車両は平成 14 年に購入しており、既に 60 万キロ走行しております。そのため、年々車両の修繕費用が増加してきており、特に夏場のエアコン関係の故障が多くなっております。今後は、網形成計画にあわせて車両購入の計画を進めていく必要があ

と思われる。

次に、3 ページの、③白ナンバーで運行しており、緑ナンバーより安全性が劣るについてですが、基本的には、安全性が確保できる事業者にのみ、国が事業許可を出しているものとなっており、香芝市の運送形態は一般的ではないため、今後は見直しをしていかないとはいけないと思われます。

次に、4 ページになります。「(2) デマンド交通の問題」としてですが、「①予約が取りにくいとの意見が出ている。」、これは、右の上の図にもありますように、デマンド交通の利用時間帯の9時台が最も多くなっており、予約の電話が混み合ってしまうことが要因と考えられます。下の図のアンケート結果ですが、コミバスと同様に、認知度は高い傾向にあります。利用したことがないと回答された方の割合が高くなっており、利用しない理由で最も多かったのは、コミバスと同様で、「他の移動手段がある」となっており、次に、「市外で乗降できない」となっておりました。

次に、「②タクシー事業者から「民業圧迫」との意見が出ている。」についてですが、現状は、自宅から市内の乗降場所まで 200 円で移動できることから、乗合であるデマンドというよりは、安価なタクシーとなっている、また、他市で多く見られる、利用できる人を限定するとか、市内ではなく、もう少し小規模内でしか運行できないエリア設定や定時定路線など、民間タクシー事業者などとすみ分けを検討していく必要があると考えます。

次に、6 ページになります。「③両交通の問題」としましては、70 代以上の利用者が大半を占めており、若者層が利用しない、または、利用のしにくい両交通となっていることがアンケート結果からわかります。

次に、7 ページの「(4) 市の問題」ですが、「①将来的に、人口が減少する。」問題があります。香芝市まち・ひと・しごと総合戦略の人口ビジョンでは、下の図のように、人口が増加していくとなっておりますが、対策をとらないと 2035 年をピークに減少していくというデータも出ております。このような中で、若者層が市外に流出していき、雇用の減少や空き家の増加、市の衰退につながっていくおそれがあります。

8 ページをごらんください。「②将来的に、市財政が圧迫される。」ことにつきましては、先ほどの高齢者の増加とも関係がございますが、生産年齢層の減少により、公共交通にかかる費用は、財政が圧迫する中で費用がかけられなくなってきます。

続きまして、9 ページの 2) 公共交通に関わる問題をごらんください。

(1) コミュニティバスの課題としましては、①需要に応じたダイヤ、ルート of 検討。②コスト負担の継続的な抑制検討。(2) デマンド交通の課題としましては、①乗合率を上げるなどの利便性向上、②役割の明確化の検討。(3) 両交通の課題としましては、①市民の利用促進。10 ページに入ります。②将来的に財政が圧迫される。(4) 市の課題としましては、①高齢者などの移動利便性の向上。②コスト負担の継続的な抑制が挙げられます。

次に、11 ページからの 2、香芝市公共交通の方向性として、1) 公共交通の将来像と基本的な考え方と、15 ページからの 2) 公共交通の基本的な方針を記載しております。11 ペ

ージのア、公共交通に関する将来像ですが、上位計画の第4次香芝市総合計画の後期基本計画と香芝市都市計画マスタープランとの整合性を図り、効率的で利便性の高い公共交通としていくこととしています。

12 ページのイ、基本的な考え方としましては、①コミュニティバスとデマンド交通が多くの市民に定着していることから、今後も運行については継続していくものとしています。しかしながら、問題・課題にもありましたように、市が運行する公共交通と既存の公共交通を一体的に検討し、コスト負担の抑制や②の役割の明確化と効率的な運行としていく必要がございます。枠内の参考事例は、対象者と運行の目的を利用データに基づいて明記したあくまでも1つの例としてごらんください。

そして、基本的な考え方の最後ですが、13 ページの③将来にわたっての運行費用の維持についてです。平成29年度の公共交通に市が負担した額は約8,160万円で、市民1人当たり約1,030円となっておりますが、安全性や高齢者などの乗降が多いことなどを考えますと、今後、コミュニティバスについては一般的な緑ナンバーに変更していくことが望ましいと思われます。しかしながら、緑ナンバーに変更しますと、通常1.5倍の費用がかかりますので、現在の運行費用の水準を維持しようとするすると、約2割程度抑制する必要がございます。

枠内の参考事例ですが、上から平成24年に国土交通省が取りまとめた人口3万人から10万人の市町村での住民1人当たりの公共交通予算額、真ん中の図は各市町村の一般会計予算額に占める公共交通関連経費の割合の中央値0.38%に香芝市に当てはめた額となっております。そして、最後は、コミバスやデマンドを廃止し、タクシー券を配布した場合の費用で、奈良県の某町が取り組まれた事例を香芝市に当てはめた額となっております。

最後になりますが、15 ページをごらんください。今までの問題や課題、公共交通に関する将来像と基本的な考え方を踏まえまして、公共交通の基本方針を次の3点にまとめております。1点目としましては、ア、公共交通（コミュニティバス・デマンド交通）の継続維持、2点目は、イ、利用者ニーズに応じた効率的な運行、3点目は、ウ、市民が使いやすくなるための利便性の向上としております。

来年度の網形成計画策定につきましては、これらを踏まえた上で、具体的な内容について協議をお願いしたいと考えております。事務局からは以上です。

○会長 ただ今、議題（3）香芝市の公共交通に関する取組方針について、事務局より説明していただきましたが、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。

○委員（吉川代理） 吉川です。ちょっと言葉、私は、やまと弁しかようしゃべりまへんので、堪忍しておくんははれや。第1回のこのデマンド、公共交通のときに、私は、そのときには委員として来てましてんけども、そのときに香芝市の場合はデマンドは必要ないと最初に言うてあるんですけどね。そのとき

は、皆さんの協議で行ったやつですので、これはしゃあない話です。もう終わってお話ですので、とてもやないけど、こういうことは、デマンドの目的というのは、今まで田舎のほうでもバスが走ったやつをなくなったから、その奥の人らが不便だから、デマンドをしましようという国の政策です。そのときには香芝市も乗かって、それをやったわけですけども、あまりにもむちゃなやり方やなと私は思います。それで、こんなん言うたらあれやけども、我々もタクシー業界のほうですけども、我々もこのデマンドができて仕事がものすごく減ったんです。それは皆さんが 680 円払わんならんやつを 200 円で行けるんやから、また千何ぼ要っても 200 円で行けるんやから、やっぱり減るのは当たり前です。せやけども、それに我々は仕事をとられたなと思ってましてんけどもね。その割合がむちゃむちゃ安過ぎると、値段が。そこへものすごく行くところの数が増えてますわな。200 近くあるのかな、タクシーも。そんなことをしていたら、みんなの、市民の足となるようなことをやっているわけですわな。そういうことで、俺はいつも思いまんねんけども、税金のこんなん無駄遣いやと思うわ。仮に今まで我々、通勤に乗ってはった人がこれ 200 円で乗れるわと、ワンメーターですね。それ 200 円で乗れます。これ毎日乗ってはる。これ、片道だけでも 20 日間乗りはるとしたら、その人に対して 1 万円の税金を使っているわけです。これ、往復乗りはったら、2 万円その人に使っているわけです。車持ってはる人なんか、軽自動車でも持ってはったら、市に税金落ちているわけですな。そんな人らは乗らほりませんやん。だから、不便な人に対しての利用やけど、弱者救済のための利用ですけども、こんなんむちゃむちゃ税金の無駄遣いやと思うわ。それで、やっぱり、税金は平等に集めてんねんから、みんなに平等に渡したらなあかんと思う。ここにも、先ほどのところに書いてあったやつですけども、年寄りに対しては、仮に 1 万円のイコカでも渡したら、バスも乗れるし、タクシーも乗れるわけですわ。国鉄も乗れるわけですわ。こういうふうには、田原本のほうで 1 ついい例は、70 歳以上でしたかな、タクシーのチケットを渡しています。これは国土交通省が許可、今までデマンドタクシーをやっていたやつをなくして、そういうように持っていていいらしい。新聞に載ってましたけども、なかなか好評で、町としてもものすごく楽ですということでも新聞に書いてました。絶好調やと書いてましたけども、そういうことも 1 つ考えてほしいと思います。それから、こんなん言うたら、我々の業者も弱者救済で、福祉の手帳を持ってはる人いてはりますやろう、こんな人に 1 割引きやっているわけです。バスも一緒ですけども。その 1 割引きが、これみんな会社負担になっておるわけです。どこからも出てこない。会社負担でその 1 割引きをやっているわけです。そういうように、我々も市にも協力して

いると言うたら、市にも協力しているし、デマンドのバス、タクシーがなくなっただけ、今度は、やっぱり、夜中帰ってきはるときに、その人らに足がなかったらあかんので、暇でもそこに、駅にとめているわけです。忙しい駅があるんですよ。五位堂あたりはちょっとずつ動いています。せやけど、関屋、二上なんか、ほとんど晩になったら乗ってくれはりません。それが、やっぱり、夜危ないさかい乗ってかえる人があるさかいに、そこへとめておるわけです。常駐しているわけです。そういう思いも、我々も市に協力してんねんでというのを言いたいですな。それから、こんな言うたらあれやけど、ほんまバスでもそうですけども、バスの路線のところは何でデマンドを置いてあんねんやろと。前も言うたと思いますけども、何でデマンド置いてあるの。奈良交通の邪魔しに行っているのかとか言いましたけども、やっぱり、デマンドというのは、そんなところに、交通の便があるところに要らんわけですわ。わかるかな。ここら 15 平方キロメートルで駅 9 つあります。前も言いましたけど。9 つあったら、1.4 キロほど歩いたら、どこかの駅にたどり着くわけです。ほんまにそんなところほど、こんな便利な町なのに、何でこんなことをしはるのかなと思ってましてんけども。今、余談になりますけども、葛城市も考えてはりますけども、香芝市、一遍勉強しに行ってきたはれ、えらい目に遭うてはりますわというて、ちょっと言うときましてんけどね。私たちも、やっぱり、市民に公共交通として協力しているんやさかい、我々そういうタクシーチケットを渡してもうたら、業者、香芝市に 6 社入ってますけども、業務の活性化になると思います。そんなんしたら、また税金も払いやすいし、そこに持っていくかとなりますけども。ひとつそういう面を考えてほしいと思います。あんばい頼みますわ。

○会長 はい、了解しました。事務局からいかがですか。

○事務局 前日も、前回というか、昨年もタクシー業界のほうからそういうご意見をいただいております、今後、そういう課題もあるということで検討させていただきたいと考えております。ただ、先ほどご説明させていただきました網計画を策定させていただく予定でございますので、そういうご意見も踏まえた中で策定のほうに努めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○会長 ほか、ご意見ございませんか。

○副会長（中村） 1 つは、財政問題ですけども、ここ、いわゆる料金を取りまし

てから、大分赤字が減ってきております。市の財政が減ってきておるのは結構ですけども、やはり、いかにこの今、約 8,000 万ですか、ご使用されているわけです。これを削減するという数値目標を設定すべきやないかと。おそらく半減とかそういう数字にはならないですけども、一つ一つ潰してやるべき問題だと思うんですけども、今後、数値目標の設定をしていただきたいと思います。それで、この中で1つ、先ほどもバスが老朽化して、修繕が相当かかってきておるといのは聞きましたけども、年間どのぐらいの修繕費を払っておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、それが1点。それであれば、バスの需要度からいって、いつの時間でも全部満員で乗車されているのは少ないと思います。それであれば、そういう修繕費がかかっておれば、バスをもう少し小さくして、小型化させたらどうかと。そうしますと、経費の削減になってくるんじゃないかと思うと思います。ほんとうに満車から見たら、ほんの1時間か2時間、朝、午前中ぐらいなんですね。それ以降は五、六人とかの乗車でございますのでね。これの検討を早急に、バスの小型化を図っていただきたいと思います。それになれば、費用も減ってくると思いますので、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

○会長 　ただ今のご意見に対しまして、お願いします。

○事務局 　まず、お聞きいただいております年間の修理代のほうですけども、平成29年度決算になりましたは、修繕費が515万8,613円かかっております。あと、言っていただきました小型のバス、こちらのほうも先ほど申しました、やはり、乗られる方が少ないところには小型バス、おっしゃるとおりでございますけれども、それを踏まえた中で、網計画のほうでどのような地区にどのようなバスが必要なのか、大量に乗られるところもございまして、それに応じた策定方法がございまして、そちらも今後検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○会長 　ほか、ございませんか。よろしいですか。
ご意見、ご質問がないようでございますので、議題（3）香芝市の公共交通に関する取組方針についての審議をこれで終了させていただきます。
続きまして、次第の3、その他について、事務局から説明をよろしく申し上げます。

3 その他

○事務局 　その他としまして、4点ご報告がございまして。1点目は、平成31年度予算

要望についてご報告させていただきます。資料等はございませんが、ご了承ください。

毎年、市からの負担金により協議会を運営しているところがございますが、平成 31 年度の網形成策定に伴いまして、790 万円ほどの予算要望を行う予定をしております。主な事業内訳としましては、コンサル委託料が約 700 万円、そのうち、策定のための費用は約 400 万円程度となっております。次に、報酬関係が約 30 万円、市民向けのシンポジウムを計画しておりまして、その費用が約 30 万円、及びその他となっております。特定財源としましては、奈良県のほうに網形成計画策定に関する補助金を、満額 300 万円の申請を行う予定をしております。事務局からは以上です。

2 点目は、香芝市コミュニティバスにおける自家用有償運送者登録証の更新登録についてです。香芝市コミュニティバスは、交通空白輸送という特別な登録を受けて運行しており、登録期間が平成 30 年 9 月 20 日で期限切れとなりましたので、このたび、新たに平成 33 年 9 月 20 日まで更新を行ったところ です。

3 点目は、デマンド交通の受付に関する運用についてです。デマンド交通運行開始当初から、利用者 1 人につき一度に予約できる回数を 6 件までと運用していますが、市民の方に十分な周知がされておらず、ご存じない方もおられることから、今年度から広報やホームページ、また、デマンド車両内で周知をしておりますので、ご報告いたします。

最後の 4 点目になりますが、次回の第 32 回協議会についてです。次回は来年 2 月末を予定しております。また、詳細が決り次第、文書にてご案内申し上げますので、お忙しいと思いますが、日程のご調整をよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

4 閉会

○会長

ありがとうございます。以上で本日の案件の審議は全て終了いたしました。が、その他、事務局、また、委員の皆さん方から何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。委員の皆さん方には貴重なお時間を頂戴してお集まりいただき、ほんとうにありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ほんとうにどうもありがとうございました。